

平成17年加美町議会第4回定例会会議録第1号

平成17年12月15日(木曜日)

出席議員(19名)

1番	佐藤正憲君	2番	米木正二君
4番	一條光君	5番	吉岡博道君
6番	門脇幸悦君	7番	下山孝雄君
8番	沼田雄哉君	9番	工藤清悦君
10番	三浦英典君	11番	佐藤善一君
12番	近藤義次君	13番	佐藤澄男君
14番	福島久義君	15番	尾形勝君
16番	高橋源吉君	17番	一條寛君
18番	星義之佑君	19番	猪股信俊君
20番	米澤秋男君		

欠席議員 なし

欠員(1名)

説明のため出席した者

町長	星明朗君
助役	清野健一君
収入役	堀川勇逸君
総務課長	今野正晴君
企画財政課長	早坂仁君
町民課長	猪股雄一君
税務課長	古内公雄君
農林課長	早坂宏也君
商工観光課長 やくらい高原温泉	伊藤東君

保養センター所長	早坂忠幸君
建設課長	板垣政義君
保健福祉課長	柳川文俊君
上下水道課長	二瓶悟君
会計課長	佐藤勇悦君
小野田支所長	小松信一君
宮崎支所長	岩淵浩弥君
総務課長補佐	吉田恵君
教育長	伊藤善一郎君
教育次長	森田善孝君
教育総務課長	竹中直昭君
生涯学習課長	星秀吾君
体育振興課長	三浦又英君
農業委員会会長	兔原伸一君
農業委員会事務局長	川熊忠男君
代表監査委員	引地田路子君
監査委員書記	佐藤鉄郎君

事務局職員出席者

事務局長	澤口信君
副参事兼議事調査係長	鈴木茂君
主事	伊藤一衛君
主事	千葉美智子君

議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第122号 加美町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について

- 第 5 議案第 1 2 3 号 加美町下水道条例の一部を改正する条例について
 - 第 6 議案第 1 2 4 号 加美町簡易排水処理施設条例の一部を改正する条例について
 - 第 7 議案第 1 2 5 号 加美町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
について
 - 第 8 議案第 1 2 6 号 加美町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
 - 第 9 議案第 1 2 7 号 加美町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条
例について
 - 第 1 0 議案第 1 2 8 号 加美町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
 - 第 1 1 議案第 1 2 9 号 加美町農村婦人の家条例等の一部を改正する条例について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 5 まで

午前10時02分 開会・開議

議長（米澤秋男君） 本日は、大変御苦労さまでございます。

初めに、早坂良平君について御報告申し上げます。

12月8日付で仙台高等裁判所長官より、早坂良平君の選挙違反による判決宣告が12月6日に確定したという通知が届きました。その結果、公職選挙法 251条が適用され、当選人の選挙犯罪による当選無効となるものであります。

なお、選挙管理委員会では12月9日に告示されました。よって、本議会においては定数20名であります、1名の欠員となります。

以上、報告いたします。

直ちに本会議に入ります。

ただいまの出席議員は18名であります。7番下山孝雄君より遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより平成17年加美町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、プリントにて配付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

町長の行政報告につきましては、お手元に配付のとおり、文書で報告がありましたので、ごらんいただきたいと思ひます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（米澤秋男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、2番米木正二君、4番一條光君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（米澤秋男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から21日までの7日間といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、21日までの7日間

と決しました。

日程第3 一般質問

議長（米澤秋男君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、12番近藤義次君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。12番近藤義次君。

〔12番 近藤義次君 登壇〕

12番（近藤義次君） 通告に従って御質問いたしたいと思えます。

介護保険が10月に改正されまして、居住費なり食費の支払いが増加をいたしたわけでありませう。その中で、大変生活が苦しくて困っている方々が多いやに聞いているわけでありませう。色麻の入院している方々が3万5,000円から4万円ぐらいの値段が上がっていると。デイサービスにしても食費が200円から300円上がっているというような状態の中で、大変だというようなことがささやかれているわけでありませう。

また一方、国民健康保険税の滞納が非常に多いわけでありませう。全国的に90%を割らんとする現状で、老人世帯の中では国民健康保険証をもらわないと全額負担しなければならんというような情勢になりつつあるわけでありませう。法律では納めなければ国民健康保険証を渡すことないんだということになっているわけでありませうが、そういうわけにもいかないのが現状でありませう。その辺の考え方について町長に御質問をするものでございませう。

次に、地震対策を含めた災害に強い安心・安全のまちづくりのために期待できる消防団員活動の充実ということでありませうが、各部落によって消防団員が2名、3名しかいない。例えば十日市、あさひのように消防団員が少ない部落もいるし、全体、加美町の各部落を見ても非常にアンバランスなわけでありませう。やはり消防団の活躍なくして災害復旧はないと思うのでありませう。そういう意味において、部落で消防団員が少ない部落については、ある程度の行政指導をお願いをして、少なくともやっぱり部落に10人ぐらいの消防団がいなくては大変なことになるのではなからうかというようなことを感じておりませうので、この辺に対する対策についてお尋ねをいたしたいと思うのでありませう。

次に、今いろいろ三位一体改革やら行政改革やら、大変新聞紙上をにぎわわせているわけでありませうが、当然、交付税の配付が減らされることは言うまでもないと思うわけでありませう。

やはり17年度の予算の中での賛成討論でも申し上げたんですが、今後 140から 150億円ぐらいの加美町の予算で進むのではなかろうかというような感じがいたしておったのであります。

合併当初が大体 180億円、3町ですね。180億円前後の3町合わせて予算があったわけですが、15年、16年、17年となるに従ってですね、果たして18年度でそれなりの予算が組めるのかどうか。地方交付税の歳入を見込むことができるのか。今、合併町村に対する地方交付税を減らす減らさない、あるいはその問題、大分総務省の中でも問題にされているようでございますが、その辺についての考え方をお尋ねいたしたいと思うのであります。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会、よろしくお願い申し上げます。

まず、第1番の通告であります。近藤議員から三つの質問をちょうだいいたしました。

まず、第1点であります。老人対策についてでございます。

介護保険法の改正に伴います高齢者の月々の負担が大変多くなるという方向になってございます。これは御意見のとおりでございます。

まず、介護保険から給付される費用の効率化を図るために、在宅と施設における給付の負担の公平を図るということで介護保険法が改正をされまして、本年10月から施設入所者の食費と居住費が保険対象外となったということでありまして、平均して月2万円、居住費が1万円、これだけを考えても3万円の負担増ということになるわけでありまして、特に所得の低い方、非課税世帯の方々については、介護保険負担限度額認定証の交付をいたしまして所得の段階に応じた軽減措置を図っているというのが現実であります。我が町には160名ぐらいいるということでございます。

さらに、町としては、社会福祉法人等による生活困窮者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要領というものを町で策定をいたしまして、10月1日からこれも該当するように実施をいたしております。

この制度は、いわゆる社会福祉法人でありますから、この場合には青風園、やくらいサンホーム等々、いわゆる特別養護老人ホームが該当するわけでありまして、あるいはデイサービスセンターを利用する低所得者の方々の4分の1を軽減した場合に、町が軽減額の半分、ですから8分の1になるんでしょかね、法人に助成をするということで、低所得者が従来どおり施設が利用できるように配慮していると。実際この適用を受ける方々は、加美町では14名だとい

う数字が出てございます。

次に、保険税の未納者に対する対応ということではありますが、それぞれ滞納してらっしゃる方々、いろいろな原因があるわけでありまして、特に日本の税体系では前年度の所得に対して課税されるということでありまして、前年度所得があってもですね、失業等によって……。国保税の場合は特にであります、国保に入った、そして失業中であるけれども、所得が少ないのにもかかわらず、前年度所得方式ということで、どうしても税額が高くなりがちだという仕組みがございますので、そういう場合には負担を軽減する減免制度もありますけれども、それらを含めた納税相談等々を行っているというのが現状でございます。

資格証明ということではありますが、これは75歳以上の方々については交付できないといえますか、法律で禁止されておりますので、いわゆる高齢者対策ということだろうと思いますが、いずれにしても救済をしていかなければならないということでございます。

色麻町の話が出ておりますけれども、それも一つの方法だとは思いますが、それぞれその御家庭、御家庭の状況を相談に応じながらですね、悪質な方々に対してはそういう措置もやむを得ないと思っておりますけれども、それぞれその事例、事例によって対応し……。大変財政的には、国保財政、厳しいことではありますが、いわゆる住民の皆さんのための国民健康保険制度であるということを十分に考えながら、それぞれの事例に対して対処してまいりたいと思っております。

次に、防災対策、消防団の現状であります、現在、加美町には7分団20部67班という組織でございまして、加美町の消防団の定員は660名でございます。11月現在の現員は623名でありまして、差し引き37名のマイナスでございます。毎年、各班……。常々ですね、各班にお願いし、団長さんを初め幹部の方々にお願いし、充足をするようにお願いをしているんですが、なかなか100%の充足率ということにはなりません。なってないのが現状でございます。

ただ、目の前に宮城県沖地震等々の災害が予測される中で、一番頼りになるのが御指摘のとおり消防団員でありますし、それぞれの地域にいらっしゃるわけでありまして、御指摘のとおり、非常にばらつきがあるといえますが、御指摘のとおりでございます。しかし、そういうところについては、やっぱり地域防災ということから自主防災組織を強固なものにしていって、婦人防火クラブ等々も機能していただいて対処しているというのが現実でございます。

常々申し上げているんですが、消防団員の方々は、一応事あるときに地元に残ってということも必要なんですけれども、まず、その災害の状況を判断したときに、その度合いによって必ず召集、参集することになってますから、地元に残るということは余り少ないわ

けであります。それで、第1点で、現場に急行するということになりますと、やはりその地域に残っている人たちが自分たちで避難なり、第1次的な避難なり救済なりをしなければならぬということで、その防災組織というもの、自主防災組織というのをもっともときちっとしたものに持っていかなければならないということで、今年度の総合防災訓練の中でもそういうPR、促進を図るための意識づくりをやっているところでございます。

いずれにいたしましても、それぞれの地域の状況を見ながら、定員まで持っていけるように今後とも努力をしてまいりたいと思っております。

3番目、財政計画であります。御案内のとおり、平成15年は180億円という大変大きな予算規模でございましたが、前にもお話をしておりますように、15年度については、合併初年度については、それぞれ旧3町の積み残しの部分といえますが、ありましたものですから、一時期に30億円程度の予算規模の増大がございましたけれども、ちなみに16年度が140億500万円、17年度が140億650万円、大体140億円ぐらいで推移をしているわけですが、どうも18年度はそこまで行くかどうかということで、現在、予算編成の準備を進めているところであります。

いわゆる三位一体改革が現実のものになってきて税財源が地方に配分されるということになりますと、いわゆる国税五税の国の額が当然のことながら地方に配分されるわけですから、全体の量が減ってまいります。いわゆる分母が減ってまいりまして、地方交付税の割合というものは、国税五税の中からある一定の割合を控除した額を各市町村に交付をするということになりますと、その率が従来のものであっても、分母が少なくなってくる、小さくなっていくわけですから、全体的に交付税の額が少なくなっていくというのは、これは理の当然でございまして、そういうことからして毎年交付税の額が減少しているということも事実でございます。現在の状況では130億円台になるのではないかと。

ただし、この130億円というのは、いわゆる現在の収支の見通し、特に収入の見通しから立てたものでありまして、そこに臨時的な大きな事業が入ってまいりますと1億あるいは10億ぐらいの伸び縮みがあるというのが現状でありまして、現在、予算、各課からの予算をまとめているところでございます。

今、財政計画を策定中でございます。今後10年間見通したものを策定中でありますが、これは3月議会に皆さんにお示しできるように今努力をしておりますが、現時点では加美町の予算規模はやっぱり130億円前後で推移をするのではないかと見通しておりますので、そのような現状を踏まえて、どう予算配分をし重点的な事業を展開をしていくかということを引き

ちょっとした計画のもとに推進しなければならないと思っています。

合併効果によります人件費の削減が83億円という、を含んでおりますし、交付税とか国・県の補助金、これも交付税化等々で呼び名が違ってまいりましたけれど、約18億円の財政的な優遇措置がございましたが、いわゆる平成18年の年度末に大きく合併市町村が出てまいりますので、この支援策も3年間で大体終わりということでもありますから、非常に苦しい状況になることは必至であるというふうに思います。以上でございます。

議長（米澤秋男君） 12番。

12番（近藤義次君） 2番の消防団の問題であります、十日市、あさひ、岡町、部としてやっているわけではありますが、その中に班があって、班長が皆岡町の人たちがしているというようなことで、大変不自然だなというような感じを受けるわけであります。当然、十日市も少ない、あさひも少ない。ほかの地区でもそういう部門があるかと思いますが、そういうことで、やっぱり班長をやってても、やっぱり岡町にいて十日市の人が1人か2人しかいなくて、その中で五、六人の部下を率いてやるということに、大変……、何となく心にわだかまりを感じるというような話をたびたび聞くわけであります。そういうことで、何とか行政的な面での指導の中で、区長を通じて、あるいは班長を通じて……。

かつて、こういうことがあったわけであります。商工会の方々に消防団に入っていて、金物屋が副部長になったり、役をつけて柱棟に入ってもらって、日中商店街の方々がいるわけですから、そういうことで優遇措置をして入ってもらったという時期もあったわけあります。そういう点で今後ともいろいろ考えていただいて、その辺よろしくお願ひいたしたいと思うのでございます。

それから、財政計画の中でありますが、合併前に渡された財政計画の中で、18年度の場合ですと、やっぱり66億円ぐらいの交付金が入るというような計算でなされているわけあります。こういう計算ですと10年、24年度までの計画がなされたわけありますけれども、果たして今年度、どのぐらいの交付税が来るものか、今の中での推測としてお尋ねいたしたいと思うのであります。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） あくまでも試算でございます、財政計画での見通しの中では、地方交付税は58億 3,000万円という数字を見込んでございます。これは事務方の今現在の試算でありますし、特別交付税等々がどういうふうに推移をしていくかということもございまして、この数字がひとり歩きすることは避けなければならないのであります、机の上での試算はその

ようなことになってございます。

それから、消防団員につきましては、もう一度行政区ごとの班の団員の実情を見ながら、再編計画といいますが、充足計画を団長と協議をしながら進めてまいりたいと思います。以上であります。

議長（米澤秋男君） 12番。

12番（近藤義次君） それから、過疎債の問題であります、学校の中学校の整備、あるいは新庁舎を建てる場合についてもですが、果たして過疎債というのはどの程度加美町として認められるものかどうか、その辺についてお尋ねいたしたいと思うのであります。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 過疎債につきましては、前期、後期の計画を出してございますが、その計画に沿って年度ごとの配分がどう認められるかというのは、毎年数字的には変わってまいります。過疎債を充当できるものと合併特例債で事業を進めるということ、少しダブりがあるんですね。両方のせておりますので、一概に幾らということは、今ちょっと計画書が手元にないので担当課長から説明させますけれども、現状としてはそういう現状でございます。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） お答えします。

平成17年度の起債の事業計画で今出しているところでございますけれども、それでは6億7,500万円の申請をしております。（「終わります」の声あり）

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして12番近藤義次君の一般質問は終了いたしました。

次に、通告2番、4番一條 光君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。4番。

〔4番 一條 光君 登壇〕

4番（一條 光君） 登壇のお許しをいただきました一條です。

今回は、通告に従い、加美町の畜産振興策に絞って質問いたします。

日本経済は、ここに来て地価の下げどまりや株価の上昇など、バブル経済後の暗く長いトンネルを脱するかのごとく報じられていますが、地方経済までは波及しておらず、依然として厳しい状況が続いております。

とりわけ農業を基幹産業と位置づける加美町も、昨年から米価の大幅な下落により農家所得は激減し、時代の流れに沿うかのごとく借入れをしてまで規模拡大をしてきた農家ほど深刻な痛手をこうむっています。かつて生産基盤であり、かつ財産であってはずの農地も急激に下落し、従来の半値はおろか、地域によっては10アール当たり10万円という取引さえ出現してい

ます。

平成16年度の加美町の米の販売高は、種もみ、転作大豆合わせて33億円余りであり、そこから得られる所得は推して知るべしであります。こんな状況の中で思いのほか健闘しているのが畜産であります。平成16年度の本町の販売額を大まかな数字で述べますと、豚が1億5,000万円、肉牛が2億円、肉用子牛が7億7,000万円、成牛が16億円、締めて27億円となります。この販売額は水稻全体と大きく変わるものではなく、町全体の農業では大きなウエートを占める部門であります。

私自身、この職種に携わる者として、また生産現場の声をもとに、以下4点にわたって伺います。

初めに、土づくりセンター建設の進捗状況について伺います。

家畜排せつ物規制法が昨年11月罰則規定を伴ってフル施行されたこともあって、環境に配慮した畜産経営が要求されるようになりました。これまでの設備投資は収入に結びつくものであったものが、経営を持続していくためとはいえ、収入に結びつかないこの部門への投資は大きな負担でありました。

その後、農家は表面的には自前の施設を整えたものの、内情は単なる一時ストック的なものであり、土壌が要求する完熟した有機質をつくるにはほど遠い施設でしかありません。農家個々の力ではどうしても限界があります。幸いにして町はこの点を深く認識し、土づくりセン

ターなるものへ取り組んでおりますが、建設に向けての進捗状況を具体的に伺うものであります。

また、この種の施設運営には搬入料金と製品の販売額だけでは賄い切れないことが予想されることから、学校や会社などから出される食品残渣等生ごみを合わせて処理できる施設にすることが運営費を抑えることになると考えます。自分たちの町で出たものは自分たちのところで処理する自己完結できるシステムをつくり上げることが大切だと考えますし、こういった展開を進めることこそ向山地区の産廃処分場建設反対を主張できる取り組みになると考えます。この取り組みについて伺います。

関連してもう1点伺います。

本町の下水道条例に家畜のし尿処理をする際の基本料金は、1頭当たり190円と明記されています。しかし、排水基準をクリアするには膨大な希釈水を必要としたり除害施設を設置する必要性があり、現実的ではありません。一方、堆肥を上手に発酵させるには水分を一定の割合まで低める必要があります。このため、これに費やす調整剤は半端な量でなく、結果的にさら

に多くの堆肥生産をすることになってしまいます。

そこで、最近注目されているのが、水分を分離し固形分をコンパクトな量で抑え発酵しやすくし、水分は浄化槽で処理する方式です。若干経費はかかるものの、今後の国の財政を考えるとき、農林予算そのものが総量規制され、しかも補助事業体質から所得補償方式へ向かうときに、戦略的にも整えられるときに整える必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、育成センターの充実について伺います。

加美町畜産の中で繁殖牛、乳牛は合わせて5,900頭が640戸によって飼われており、極めてすそ野の広い分野であります。現在、築葉地区に農協の施設を譲り受けた形で約50頭が預託牛として飼養され、このほかに色麻町、岩出山町に60頭、そして北海道にさらに70頭が預託されています。若いときの育て方が一生の生産性を左右するのは何人にも限ったことではなく、牛はさらに大事な期間となっています。今は夏だけの預託がなされていますが、これを通年通して預託できる施設の充実を図ることこそが、広大な草地を開発し、その後、有効利用を図ることにもなり、観光事業を導入した後の牧歌的な風景を位置づけることにもなること、あわせて町畜産全体のファンダメンタンス、いわゆる基礎的条件を整えることになると考えますが、町長の見解を伺います。

次に、肉用子牛のブランド化への取り組みについて伺います。

肉用子牛市場がかつて宮崎小泉地区から小牛田町の宮城総合家畜市場となって7年目を迎えています。かつては市場の中でも小野田、宮崎の生産牛が市場平均より高値で推移してきたものが、ここに来て余り目立たなくなってきたような気がいたします。

申すまでもなく、肉牛の価値は肉質と枝肉の量、つまり目方で決定づけられることから、購買者は血統を重視し、発育状況を見ながら値をつけますが、値が低いからということで基礎牛に残しておきたい牛まで販売されていると言われます。現在、加美町には改良組合、改良推進組合があり、一定の条件をクリアした牛には、町の助成を含め、保留のための交付金が3万円から5万円交付されていますが、目標の頭数にすら達していない状況のようでもあります。これを九州の宮崎・鹿児島地区と比較すると、10万円から20万円抛出しているとも伺います。

かつて宮城県知事よりも功績を残したと言われる各種雄牛「茂重波」が没して久しく、その名声のみにすぎる時代は去ったと考えます。時代のニーズを先取りし、改良組合を整備し計画的導入を図り、いいものは必ず残して基礎牛にする体制を整えることが新しい加美町のブランドづくりになると考えますが、町長の見解を伺います。

次に、共有地利用者への耕作証明交付について伺います。これは主に農業委員会会長に伺い

ます。

この点に関しましては、先般の議会において伺った経緯経過があり、その後、台帳を整備し、持ち分所有面積に関しては証明書を交付できるまでになったことは、ある部分では前進であると考えます。

しかし、改めてこれら共有地を考えてみますと、国営パイロット事業という国策に沿って開拓し、畑地化したものであります。広大な面積ゆえに共有者数も数十人であったり 100人を超す所有形態もあり、筆数も20筆にも達するところもあります。しかも、1筆が20ヘクタールとか30ヘクタールを越すものがあり、それを使用区分することによって管理する地権者組合と賃貸借関係を結び利用している実情にあります。

広い面積を相手に採草作業を行う設備投資は半端なものではありません。農家が登記簿上農地であるところを耕しているのに、しかも賃借料を支払っている実績があるのに、耕作と認めないというのは不思議でなりません。本来の手續に合致しないからといって一蹴するのはいかなものかと考えます。

問題は手續そのものが現実的でないというところにあると考えます。本来あるべき姿のとおり行くとすれば、大きな面積を有する区画に関しては、使う面積によって分筆をし、そのためには地権者全員から承諾をもらうこと、また過半数の承諾を得て賃貸借関係を結んだにせよ、賃貸料をどんな範囲に支払うのか。貸すのを拒否した人たちに供託所を通じて支払うのか、しかも、場所、面積が変わるたびにこの作業を繰り返すことになるということになると、気の遠くなる話であります。開拓以来三十数年経過すると相続によって所有者はさらに広がり、北海道から九州まで散在することから、これらの方々から一個人が逐一了解をとることは現実的ではありません。何らの代替案を示さずに、まかりならんの一点張りは、現場を無視した農家に不利益をこうむる対応でしかありません。

指導機関と言われる県においても、一度も現場に調査に訪れた形跡はなく、指導力不足と言わざるを得ません。的確な指導がない場合、及び迷ったときの判断は耕作者の利益にという原則に従い、加美町農業委員会は余り恐れずに耕作を認めべきと考えます。そうすることが手続的には補足できない部分を地元の裁量にゆだねるために町ごとに設置された農業委員会の使命であるとともに、存在意義がそこにあると考えます。そのことがやがては関係する畜産農家の経営安定につながるものと考えますが、農業委員会会長の見解を伺います。

以上、4点を伺いまして、私の質問を終わります。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 4番一條議員からは四つの質問をちょうだいいたしました。町長あてには三つでありますので、答弁をさせていただきたいと思ひます。

まず、畜産振興についての中の第1番目、土づくりセンターの推移であります、実は土づくりセンターの資料については、各議員に資料を差し上げておりますので、後でござんいただきたいと思ひますが、御案内のとおり、御意見のとおり、土づくりセンターは二つの使命といひますか、役目があるんだろうというふうに思ひます。

一つは、まず環境整備といひますか、畜産環境、廃棄物の処理に伴う環境整備ということだろうと思ひます。そして、もう1点は、いわゆる循環農業ということ、そこから生産される有機の良質な肥料といひますか、堆肥を農地に還元をする。そして、そのことによって生産された加美町の農産物は、他地域の農産物よりもこだわりの農産物ということ、いわゆるブランド化といひますか、競争力を強めていくということ、前々から土づくりセンターをつくるということについて計画を立てておったところであります。

現在の進捗状況であります、国の補助事業の採択申請協議と規模決定のための農家の皆さんへのアンケート調査、あるいは住民説明会を並行して進めているところであります。補助事業の協議につきましては、資源リサイクル畜産環境整備事業によって、18年度が計画で、採択をいただいて19年度から建設に入るといふただいまの見通しでございます。

アンケート調査、あるいは4番議員も研究会の会員としてこの土づくりセンターに御意見を賜っておるわけですが、皆さんの御意見を伺って、建設場所、規模等々について今協議を進めているところであります、加美町内の4カ所を候補地に挙げていろいろ検討いたしました、現在は2カ所、旧小野田地区薬菜周辺と、旧中新田地区の青木原という2カ所に絞って現在検討中でございます。

そのことについて、建設の事業主体であります町と管理主体であります農協との協議によりまして、確認事項を経て現在進めているところであります。現在は周辺の区長さん方に説明をし、今後、耕種農家の皆さんのアンケート調査、あるいは処理システム等の具体的な計画を策定しながら進めるということにしております。

それから、いわゆる完成してできたものを買っていただかなくてはならないわけですが、そのことについても農家の皆さんの御意見を伺って、7割、8割方、売れるという見込みを持ってございます。

もちろん、このことについては、いわゆる畜産農家の皆さん、それから一般農家の皆さんの

協力をいただくということでないとその事業が進展をいたしませんので、今後もそのことについてPRをし、協力をいただくように進めていかなければならない。むしろ、土づくりセンターの建設は遅きに失したという感じがなきにしもあらずでありますので、今後力を入れて、各方面と連絡をとりながら、補助事業ベースに乗るように努力をしてまいりたいと思います。

それから、その事業の中で、いわゆる公共あるいは企業のごみ、いわゆる生ごみについても、これは副資材として投入をするということも大変有効なことであろうかと思えます。

御案内のとおり、現在大崎広域の管理になりましたが、旧大崎西部環境衛生組合の中のいわゆる人間の廃棄物の処理の中で、汚泥再生処理センターの中で、生ごみ1トン进行处理して、そこから六の国コンポストという形でいわゆるコンポスト化したものも、ほぼ順調に一般家庭で処理していただいておりますので大量に出るわけでありますから、このことについても検討してまいります。

ただ、この場合、公共、企業、一般家庭まで広げますと、いわゆる分別という問題が出てまいります。いわゆる食物残渣だけきちっと分別しないと、そのコンポスト化したものが非常に質の低下を来すということでありますから、とりあえず公共施設等の生ごみをこの副資材として投入をするということに考えてございまして、今検討しているところでございます。

それから、尿処理であります。これは畜産農家の方々も大変頭の痛いところでありますし、小野田地区、宮崎地区のいわゆる特環下水道の中でも、本来は処理をしなければならないのでありますが、一度もやってない状況でありますし、何十倍と希釈をしなければならないので、これは機能してないというのが現実であります。非常に頭の痛い問題であります。尿を処理する場合の水分調整施設、それからもみ殻等の副資材の調達等々、非常に困難な状況にございます。ある程度の脱水調整処理施設もこの土づくりセンターの中で設置が可能であれば、そのことも考えていかなければならない。これは膨大な量になりますので、いわゆる排水処理センターを一つつくるぐらいの、全部処理するとすればですね、膨大な経費がかかりますので、これは避けて通るということではないのでありますが、どの程度処理できるかということの可能な範囲をこれから検討してまいると。その中で検討してまいらなければならないと考えてございます。

それから、育成センターであります。その中では通年放牧ということ、あるいは機械施設の整備充実ということの御質問であろうかと思えますが、現在、町営小野田薬菜放牧場の通年放牧を含む施設の充実整備についてであります。御承知のとおり、宮崎の田代放牧場の休止などもあって、現在運営しておりますのは薬菜原放牧場だけでございます。16年度は私の手元

の数字では45頭でございます。代替の放牧としては色麻町、御質問にありましたとおり色麻町に委託でありまして、年間 160万円の委託料をお払いしているということで、16年度が75頭という数字が出てございます。

それで、今後やはり通年の放牧場の設置ということを考えていかなければならないのでありますが、現在、県内の公共放牧場では、県の岩出山町牧場含めて10カ所ありますが、必要性和現実は大変裏腹でありまして、財政的な面、管理面から、どうしてもスリム化、縮小、あるいは民間農家への管理移行、閉鎖ということの方向が現在検討されているような状況でございます。

周年放牧を受け入れているのは県内では御案内のとおり丸森町1カ所、1町村だけであると、必要性は皆理解をしておりますながらも、なかなか経営上問題があるということで、そのような現状になっているんだらうというふうに思います。今後、町としては、施設、基幹施設の整備とか販売面を担う農協さん等々と協議をしながら検討していかなければならないだらうということでございます。

北海道にも私の方の数字では 100頭委託をしているということでございます。そういうような状況を踏まえますと、やはり繁殖農家等々の皆さんの年齢的なものも考えますと、適地はあるわけでありまして、農家の皆さんの意向を踏まえて、どのような規模でどう運営をしていくかということも含めまして、農協等々と検討しながら、どういう管理方法がいいのであるかということを検討しながら、放牧場の設置を進めていくといたしますか、考えてございます。

それから、3番目の保留牛等々の問題であります。御案内で、御質問にもありましたとおり、高値で推移をしておるものですから、どうも保留をしておかないで売ってしまうという農家もたくさんあって、御存じのとおりだと思います。

ただ、昨日もある方とお話をしたんでありますが、非常に小牛田市場、高くなっているようであります。70万円から80万円という数字で、結果的にはよかったねというお話であります。一方では、なかなか地元の農家の方々が、値段が高いということで、なかなか買いにくい。売る方はいいんだけど、導入する方は導入が難しくなっている。むしろ北海道あたりに行って買ってこなきゃならないという状況でありまして、どちらもうまくはなかなかいかないものだなということであるようであります。

現在、ブランド化については、茂重波のお話もありましたけれども、優良種雄、あるいは優良雌・雄の確保によって、仙台牛、いわゆるこの地域での仙台牛のブランド化を目指しているということですが、その加美町の基準としては、保留牛の基準は母牛で81点という数字

なそうでございます。以上ということです。それから、県内産の雄牛産子であります、現在4割程度ということだそうでございます。それから、産子検査基準A3以上、これは発育基準なそうであります、そういう基準なそうであります。対象は町内農家等であるということでございます。

それから、保留牛の奨励補助金のことについてであります、御案内のとおり、全く出していないところから、加美町は、数字がちょっと違うようではありますが、町が3万円、それから和牛改良推進組合が3万円、そして和牛改良組合が2万円で、合計8万円交付している。現実としてはそうなそうでございます。現在は10頭程度しかないということでもあります。

この組合が二つございまして、種牛と雌牛の組合が違っておりまして、現在、統合ということについてもいろいろ話が出ているんであります、なかなか難しい状況であるようでございます。

保留牛制度というのは、いわゆる改良上ですね、肉用牛の改良上、大変不可欠なものでありますから、継続的に実施をしていかなければならないのであります、奨励補助金を、単に補助金を出せばいいというものでもないような気がいたしております。1頭当たりの定額を市場価格に応じて交付をしたりしながら、農家負担も含めた基金の創設等によって、この制度をより充実したものにしていく必要があるのではないかと考えてございます。

私からは以上3点について答弁を申し上げました。

以下、農業委員会会長からお願いをいたします。

議長（米澤秋男君） 農業委員会会長。

〔農業委員会会長 兎原伸一君 登壇〕

農業委員会会長（兎原伸一君） ただいま採草共有地利用者への耕作証明書交付について御質問いただきました。

この耕作証明書の取り扱いについては、耕作証明事務処理要領を定めておりますので、それに基づきまして本人に申請していただき、代理の場合は委任状が必要になってきますが、それによって農地基本台帳に基づきまして経営面積を確認して証明書を発行しております。

この共有地の件につきましては、昨年9月定例議会で質問がございました。それで、何かよい処理方法がないものかと県の方に御相談申し上げました。県の農業振興課農地調査班に御相談したところ、回答いただきました。

それによりますと、耕作証明書の定義として、申請者が関係農地に関して自作または小作により適法に耕作していることを証明するものでありますので、その観点からしますと、農地法

や農業経営基盤強化促進法による権利設定がなされていない当該農地におきましては、農業委員会が耕作証明書を発行するということが、農地法をつかさどる農業委員会の行為としては適当でないとの回答でございました。

なお、共有地の賃貸借につきましては、民法 252条の規定によりまして共有持ち分価格の過半数の同意が必要であるということから、その同意を得て、農地法3条の許可を得て適法な耕作状態にした後、耕作証明願を申請する必要があるということでありました。

また、農業経営基盤強化促進法による権利の設定の場合は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号の規定によりまして、共有者全員の同意が必要であるという指導がありました。

そこで、まず最初にやることは基本農地台帳に載せるということでございます。そこで、共有地の個人持ち分の面積につきましては、農地基本台帳の整備が必要でございますので、現在その作業を進めているところでありまして、もう間もなく完了する予定でございます。

また、賃貸借につきましては、今質問の中にもありましたが、全員の同意を得るということにはなかなか難しいのではというふうに私どもも思っておりますので、民法 252条の規定によりまして持ち分価格の過半数の同意があればよいということでございますので、それに基づきまして、ぜひ基本台帳に反映させていきたいというふうに考えております。そのためにも、町と連携をとりながら、組合の代表者の方々と御相談申し上げ、説明会を開催して、ぜひそれを実行していきたいというふうに思っております。

なかなか面積も広大ということで、そしてまた、所有者も広範囲にわたっているというようなお話も聞きますので、その実態を現状もまだよく把握しておりませんので、その辺も把握しながら、その組合員の方々とのお話し合いを進めながら、ぜひ台帳に載せるようにしながら、そしてまた、証明書の発行にこぎつけるようにやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（米澤秋男君） 4番。

4番（一條 光君） 再質問させていただきます。

町長から御答弁をいただきました1番目から3番目に関しましては、私がこれをやるべきだという質問に対して、すぐこの場で「はい、そのとおりします」というわけにはいかないんだろうというふうに思いますが、総じて答弁を通じて感じられましたことは、非常に前向きな御答弁をいただいたという感じでございます。

4番目の共有地利用、これに関してもう一度質問させていただきますけれども、共有者、県とか国が想定している共有者というのは数名であって、なかなかこういうふうに数十名とか、

あるいは 100名を超える単位での共有者を想定してないんですね。そうしますと、先ほど私も質問の中で述べましたように、その方々からそれなりの手続をとるには全員からもらわなきゃならない部分もある。あるいは、使用貸借に当たっては過半数でもよいというものの、全国に散在している方々、最近聞くところによりますと、ハワイにまで権利者がいるんだという話も聞くので、なかなか現実的な対応は難しいんだろうというふうに思います。

ただ、現に何百ヘクタールという土地を耕しているわけですから、この現実を避けて通るわけにはいかないんだろうというふうに思います。把握し切れない部分、法令で把握し切れない部分に対しては、やはりその裁量をその地区ごとの自治体ごとの農業委員会に任されてはいいんじゃないかという思いがありますし、違反する部分があるのであれば、どの部分だという、むしろこちらからの働きかけの方が事を進めていきやすいのかなというふうにも思います。

民法 252条の過半数出しましたけれども、農地法で例えば18条でありますけれども、登記がなくても農地を実際に利用していれば、後から何らかの権利を得た方々に対してきちんと対抗できる旨が明示されているわけですから、それぐらい実際に耕作しているという重みは重いんだろうというふうに思います。ですから、手続的なことを定めた規則、規範が幾らあったにせよ、現実的でない場合に対しては、やはりそれを上回る法令でそういった位置づけをきちんと明示しているのであれば、やはりそれを重視する必要があるんじゃないかと。そして、余り小難しく考えないで、農業委員会の裁量というところでお進めになったらいいかなものかなというふうに思います。

単なる各個人が借りているのではなくして、管理組合である地権者組合というものを通して借りているわけです。その地権者管理組合というのはどういう組織かといいますと、町自体がそこに、その地区の権利者に対して課税をしているわけですから、その組織を通じて徴収しているわけです。立派な第三者機関だろうと思いますので、そういった組織を介して使用貸借を結んでいる、しかも賃借料をそこを通じて毎年支払っているというのであれば、客観的事実としてそういった形跡が残っている。証明にもなるんだろうというふうに思いますので、そういったとらえ方をすればそんなに難しいものではないのかなというふうに思いますけれども、その点をも含めて、もう一度お願いしたい。

議長（米澤秋男君） 農業委員会会長。

農業委員会会長（兎原伸一君） お答えいたします。

ただいまの質問にですけれども、今こうするという返事はできませんけれども、ただいまの地権者管理組合というふうなお話が出ました。その中の役員の人たち、あるいは実際今現在

耕作している人たちとの一度お話し合いをしたいというふうに思っております。それで、その実態をどのような形になっているのか把握しないことには、ちょっとなかなかここでは返事できませんので、早急に町と協力しながらその話し合いの場をつくって、それでいろいろ検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（米澤秋男君） 4番。

4番（一條 光君） 終わります。ありがとうございました。

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして4番一條 光君の一般質問は終了いたしました。